

議案第 6 2 号

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録されたことに伴い、基金の設置目的を世界遺産登録後の百舌鳥・古市古墳群の保全及び活用に関する事業の資金に充てることに改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例(平成30年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録推進事業及び世界遺産登録後のまちづくりに向けた環境整備等」を「世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保全及び活用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市世界遺産もずふる応援基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保全及び活用</u>に関する事業の資金に充てるため、羽曳野市世界遺産もずふる応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録推進事業及び世界遺産登録後のまちづくりに向けた環境整備等</u>に関する事業の資金に充てるため、羽曳野市世界遺産もずふる応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>以下省略</p>